平成30年度官民協働海外留学支援制度~トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム~申請の手引き(平成30年度前期)

「平成30年度官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム~」への応募学生の申請を行う大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)(以下、「大学等」という。)は、平成30年度官民協働海外留学支援制度募集要項を確認した上で、本手引きに基づき申請手続きを行ってください。

1. 申請する在籍大学等の要件

本制度に基づいて応募学生を派遣留学生として支援することを希望する在籍大学等は、以下の要件を全て満たしている必要があります。(募集要項:第10項「派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件」)

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
 - ※在籍大学等は文部科学省より送付された「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」をご確認の上、 別紙「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応でき る体制を整備するよう努める必要があります。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること。

2. 学生の申請にあたって確認すべき要件

本制度の申請にあたり、以下要件に係る確認項目欄が留学計画書「4. (4)派遣留学生の要件」にございます。 全ての要件を満たす必要があることを学生に確認させてください。選択されていない項目がある場合は申請できま せんので、必ず確認をお願いいたします。

- (1) 学生の留学計画の要件 (募集要項:第5項「(2) 留学計画の申請要件」参照)
- 1) 平成30年4月1日から平成30年10月31日までの間に諸外国において留学が開始される(出国日ではなく、プログラム開始日となります。)計画。なお、日本で開催される事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。
 - 2)諸外国における留学期間が28 日以上2年以内(3か月以上推奨(「海外初チャレンジ応援」枠は除く))の計画 ※留学期間が1年以上かつ支援期間が13か月以上となる計画の支援人数は、支援予定人数全体の1割を上限 とします。留学期間とは、実際の学修活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にか かる期間は留学期間に含まれません。
 - 3) 留学先における各受入れ機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画 ※留学先機関のない個人のみで活動する計画は支援対象となりません。
 - 4) 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
 - 5) 留学の<u>目的に沿った実践活動</u>が含まれている計画 ※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
 - 6) 留学先の受入れ先機関が、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

- (2) 支援の対象となる派遣留学生(募集要項:第9項「派遣留学生の要件」参照)
 - 1)日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生
 - 2) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク(留学気運醸成のための活動、支援企業等に対する 留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する学生
 - 3)日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
 - 4) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
 - 5) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
 - ※家計基準を判断するに当たって、学籍身分は平成30年4月1日時点の学籍身分(見込)をもって判断してください。家計基準を満たす場合は大学全国コースへ、家計基準を満たさない場合には大学オープンコースへの申請となります。
 - 6) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
 - 7) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
 - 8) 平成30年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
 - 9) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
 - ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
 - ※機構が実施する海外留学支援制度(協定派遣)との併給はできません。
 - ※機構が実施する第一種、第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。
 - 10) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生
 - ※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コースの派遣留学生として採用された学生は対象となります。

3. 申請書類の作成及び提出

在籍大学等は、応募学生から提出された内容に不備のないことを確認したうえで、事務局へオンライン申請し、 申請書を送付してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、申請以後に転学が決定している場合であっても、申請書類等の提出は応募時の在籍大学へ行ってください。

- (1) 官民協働海外留学支援制度トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラムホームページ URL: http://www.tobitate.mext.go.jp
- (2) 応募学生申請書類 (オンライン入力、添付)
 - 1) 平成30年度官民協働海外留学支援制度留学計画書(様式1) (入力)
 - 2) ①自由記述書(添付) もしくは、②推薦状(添付)及びその他補足資料(添付)
 - ①自由記述(「未来テクノロジー人材枠」<u>以外</u>へ応募の学生) 以下の4項目について自由記述してください。なお、4項目の記載分量は、A4ページ2枚までとして ください。

- 1.留学によってどんな自分になりたいのか
- 2.困難を克服した経験
- 3.トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラムに対して自身が貢献できると考えること。
- 4.その他アピールできるポイント
- ②-1推薦状 (「未来テクノロジー人材枠」 へ応募の学生のみ) 以下の4つの要素を含めた推薦状を必須で1通添付してください。(様式自由)
 - 1.推薦者と推薦される応募者との関係性
 - 2.本応募者の専門性、研究や活動実績等
 - 3.本応募者が留学することを推薦する理由
 - 4.推薦者の所属、連絡先及び直筆の署名
- ※推薦文が日本語以外の言語で記載されている場合は、日本語の訳文をつけてください。
- ・推薦者について

推薦者は応募者の専門性、留学先での学修活動等、及び、応募者自身を良く理解する方であること。

- ※本推薦状の内容について、トビタテ事務局より直接推薦者に確認をさせていただく場合がございますので、予め。ご了承願います。
- ②-2 その他補足(「未来テクノロジー人材枠」へ応募の学生のみ)

推薦状以外に、選択した分野との繋がりや、過去の取り組み実績等に関するアピール可能な材料がある場合、写真、画像、表彰のコピー等を添付してください。

- ※「未来テクノロジー人材枠」に応募する学生が申請時に提出可能な場合のみ添付してください。
- 3) 留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し(添付)
- ※申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。
- (3) 大学等申請書類(紙媒体)
- ①平成 30 年度官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム~(大学全国コース) 申請書
- ②平成 30 年度官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム~(大学オープンコース)申請書
- 注意1:申請内容の表記は日本語とする。
- 注意 2:申請書類(紙媒体)は書留又は宅配便等配達の記録が残る方法で送付すること。また、封筒には朱書きにて「官民協働海外留学支援制度申請書類在中」と記入すること。
- 注意3:添付書類・申請書類(紙媒体)は全てA4サイズに統一して作成してください。
- 注意4:提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても申請内容は受理しません。また提出された申請書類は返

却しません。

注意 5 : (2) 応募学生申請書類(オンライン入力、添付)において、上記 2) ~ 3) の合計のデータ量が 2MB 以内になるように作成してください。

※提出された個人情報は、本制度の実施においてのみ利用され、他の目的で利用されることはありません。

[本件照会先]

(独) 日本学生支援機構

「トビタテ!留学JAPAN 日本代表プログラム」受付センター

(受託者) テンプスタッフ株式会社

住所:〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル4F

電話: 03-4334-1242 メール: tobitate@tempstaff. jp

営業時間: 平日10時~17時

1. 申請書類、申請データの作成・提出について

	様式	様式等	提出	申請書類・データ提出時の注意点など
	番号	名称	方法	下明自及 / /派山町ツルでがらし
		留学 オンラ イン入 計画書 カ		・写真については、写真データをアップロードしてください。 ・確認要件(受入れ機関・JASSOの第二種奨学金の家計基準)については、必ず確認してチェックしてください。 ・ホームページに掲示された計画書(事前準備用 Excel)を基に準備を行ってください。
学生用/応募学生毎	自機れ画明の書		イン入	・確認要件(受入れ機関・JASSOの第二種奨学金の家計基準)については、必ず確認してチェックしてください。
				推薦者は応募者の専門性、留学先での学修活動等、及び、応募者自身を良く理解する方であること。 ※本推薦状の内容について、トビタテ事務局より直接推薦者に確認をさせていただく場合がございますので、予め。ご了承願います。 【その他補足】(「未来テクノロジー人材枠」に応募する学生のみ) 推薦状以外に、選択した分野との繋がりや、過去の取り組み実績等に関するアピールしたい材料があれば、写真、画像、表彰のコピー等を添付してください。 例:コンテスト等で優れた成績をあげた活動実績、研究発表会での受賞歴、優れた自由研究の成果発表、特別活動の実績等

			(注意:全コース共通) ※自由記述書、推薦状及び受入許可書等(任意)のファイルサイズは、合計 2 MB 以内で収まる ように作成してください。 ※ドラッグ&ドロップでファイルを選択できます。
大学	申請書(※)	書類(郵送)	・ホームページ、及びオンラインシステムよりダウンロードし、A4 サイズ・片面印刷で <mark>必ず郵</mark> 送にて 提出してください。
等 用	家計基準等要件確認欄	オンラ イン入 力	・各学生から提出された留学計画書を確認した上で入力してください。
提出先			(書類) 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル4F 「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」受付センタ— (受託者)テンプスタッフ株式会社

(※) 大学等作成申請書類

平成30年度官民協働海外留学支援制度申請書

2. 申請書類提出方法

「1. 申請書類、申請データの作成・提出について」に基づきデータ・書類を作成し、計画を取りまとめの上、申請書を<u>平成29年10月24日(火)17時必着</u>で郵送してください。また、<u>オンライン入力については必ず平成29年10月20日(金)17時</u>までに完了・提出してください。